

## 区内流通食品等の放射性物質モニタリング検査の結果について

【測定方法】 ゲルマニウム半導体検出器（検出限界値5ベクレル/kg）

【5回目検査結果】 結果判明日 平成24年3月15日

	品目	購入日 (納品日)	生産者・製造者・販売者等の別	左記の所在地	食品カテゴリ	検査結果(単位:ベクレル/Kg)		
						放射性セシウム		
						放射性ヨウ素	ヨウ素131	セシウム134
1	米	H24.2.29	生産・出荷者	茨城	農産物	不検出(<3.8)	不検出(<4.4)	不検出(<4.8)
2	梅干	H24.2.29	販売者	和歌山	加工食品	不検出(<3.7)	不検出(<5.0)	不検出(<4.8)
3	牛乳	H24.2.29	製造者	千葉	牛乳・乳製品	不検出(<1.6)	不検出(<1.9)	不検出(<1.3)
4	調製粉乳	H24.2.29	製造者	東京	牛乳・乳製品	不検出(<3.2)	不検出(<3.6)	不検出(<3.4)
5	だいこん(学校給食分)	H24.3.12	生産・出荷者	千葉	農産物	不検出(<1.9)	不検出(<1.4)	不検出(<1.6)
6	こんにゃく(学校給食分)	H24.3.12	加工者	東京	加工食品	不検出(<1.3)	不検出(<1.8)	不検出(<1.7)
7	みかん缶(学校給食分)	H24.3.12	加工者	佐賀	加工食品	不検出(<1.4)	不検出(<1.6)	不検出(<2.0)

### 【検査結果の見方】

5ベクレル/kgを下回る場合は不検出と表示しております。

たとえば、「不検出(<3.8)」とあるのは、この検体の検出できる最小値が3.8ベクレル/kgであり、放射性物質濃度は「3.8ベクレル/kg未満である」ことを意味します。この際、表記上では「不検出」となります。

### 【参考】飲食物摂取制限に関する指標

(単位:ベクレル/1kg)

暫定規制値				新基準案	
放射性ヨウ素		放射性セシウム		放射性セシウム	
飲料水	300	飲料水	200	飲料水	10
牛乳・乳製品 注)		牛乳・乳製品		牛乳	50
野菜類(根菜、芋類を除く)	2,000	野菜類	500	乳児用食品	100
魚介類		穀類		一般食品	
		肉・卵・魚・その他		野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他	

注)100Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。